

利根川水系百目鬼川洪水浸水想定区域図

P1 利根川水系百目鬼川洪水浸水想定区域図（想定最大規模 全体図）

P2 利根川水系百目鬼川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間 全体図）

P3 利根川水系百目鬼川洪水浸水想定区域図（索引図）

P4 利根川水系百目鬼川洪水浸水想定区域図（想定最大規模-1）

P5 利根川水系百目鬼川洪水浸水想定区域図（想定最大規模-2）

P6 利根川水系百目鬼川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間-1）

P7 利根川水系百目鬼川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間-2）

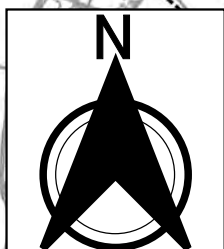
1. 図面の説明

- (1) この図は、水防法に基づき、洪水による災害の発生を警戒すべき河川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を表示した図面です。
この洪水浸水想定区域図は、現時点の百目鬼川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により百目鬼川が越水・溢水した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (2) なお、このシミュレーションの実施にあたっては破堤による氾濫、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項

- (1) 作成主体 栃木県
- (2) 指定年月日 令和5(2023)年5月
- (3) 告示番号 栃木県告示第217号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
- (5) 対象河川
 - ・利根川水系百目鬼川(実施区間)
 - 左岸：栃木県益子町一級河川上流端から
益子町小貝川合流点まで
 - 右岸：栃木県益子町一級河川上流端から
益子町小貝川合流点まで
- (6) 対象降雨 百目鬼川における想定最大規模降雨
(百目鬼川流域の24時間総雨量647mm)
- (7) 関係市町 〈栃木県〉益子町

利根川水系百目鬼川・百目鬼川放水路 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)



真岡市

益子町

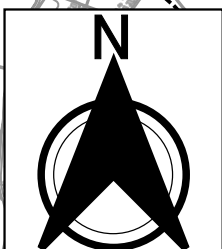
- 凡例**
- 浸水継続時間
 - 12時間未満
 - 12時間～24時間(1日間)未満
 - 24時間～72時間(3日間)未満
 - 対象河川
 - 河川等範囲
 - 市町村界

200 0 200 400 600 800 m

1:20,000

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 4JHs596
本製品を使用する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

利根川水系百目鬼川・百目鬼川放水路 洪水浸水想定区域図(索引図)



真岡市

図面-1

図面-2

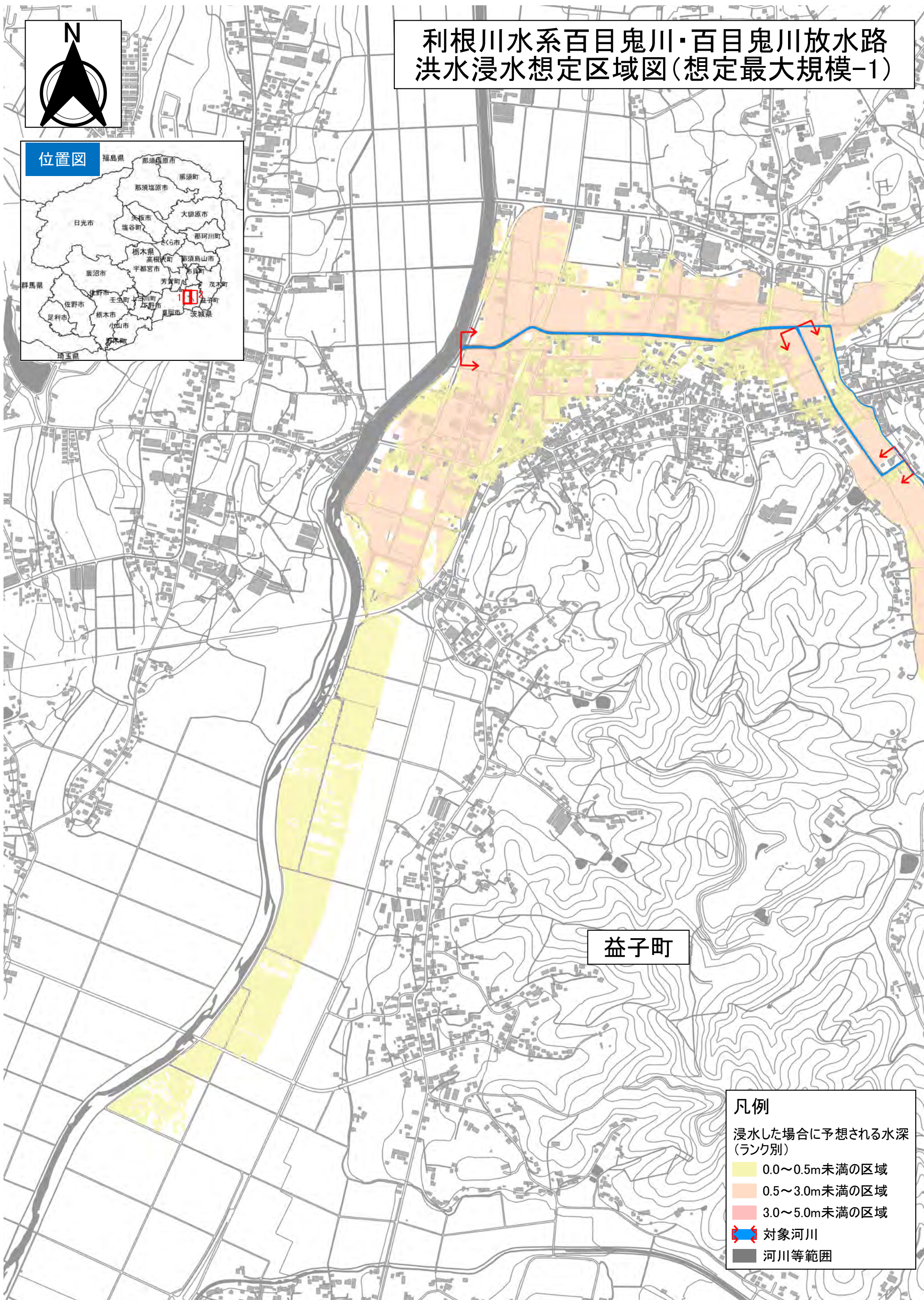
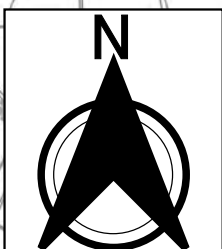
益子町

200 0 200 400 600 800 m

1:20,000

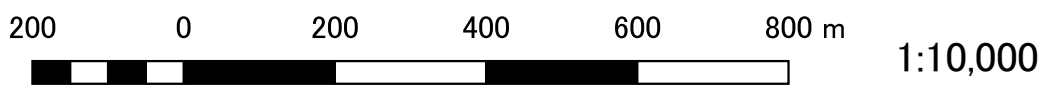
測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 4JHs596
本製品を使用する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

利根川水系百目鬼川・百目鬼川放水路 洪水浸水想定区域図(想定最大規模-1)



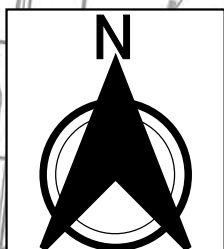
益子町

- 凡例**
- 浸水した場合に予想される水深(ランク別)
 - 0.0~0.5m未満の区域
 - 0.5~3.0m未満の区域
 - 3.0~5.0m未満の区域
 - 対象河川
 - 河川等範囲



測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 4JHs596
本製品を使用する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

利根川水系百目鬼川・百目鬼川放水路 洪水浸水想定区域図(想定最大規模-2)



位置図



益子町

凡例

浸水した場合に予想される水深
(ランク別)

- 0.0~0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域

対象河川

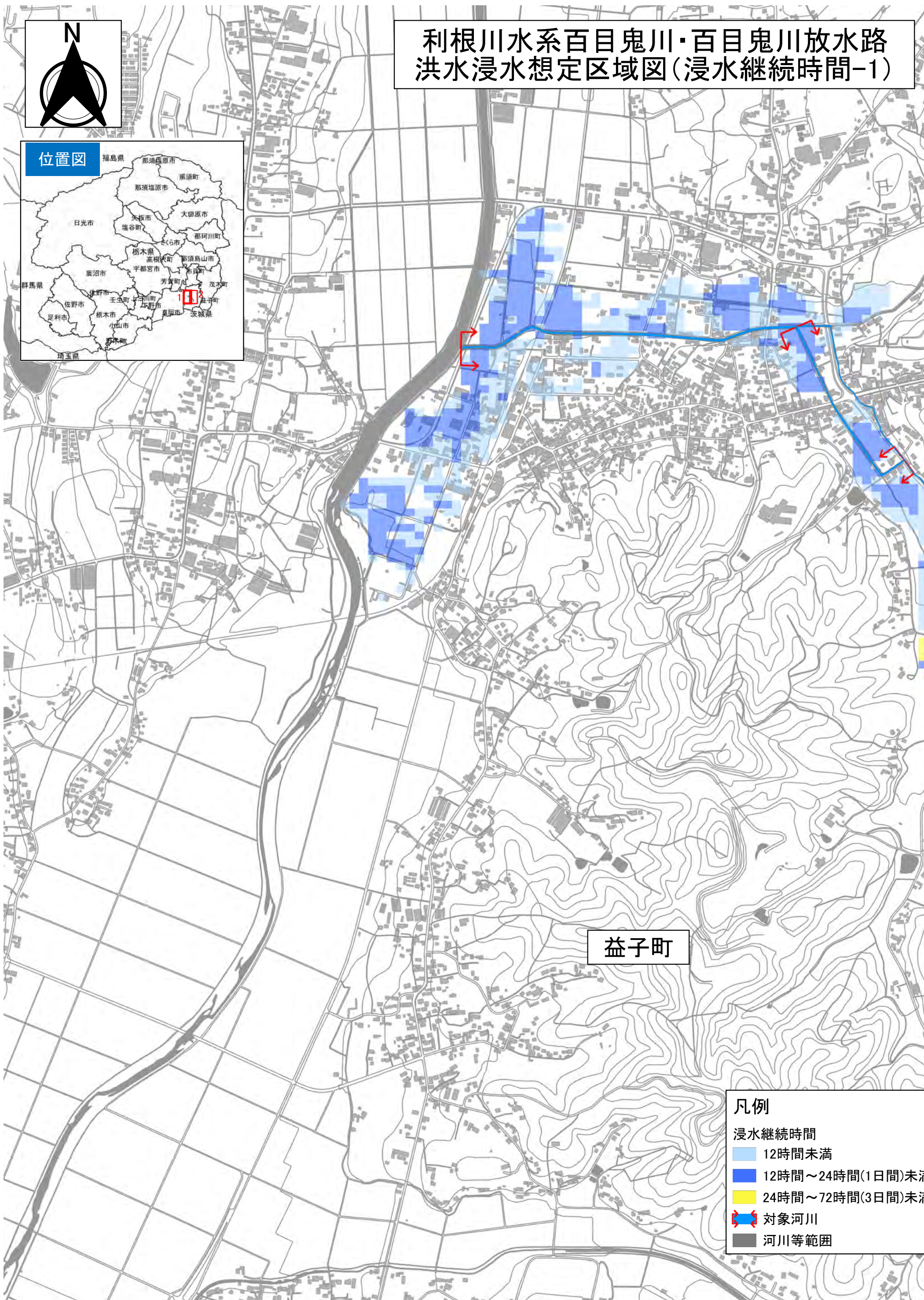
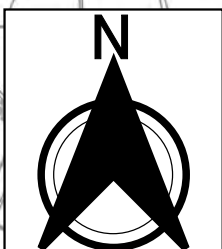
河川等範囲

200 0 200 400 600 800 m

1:10,000

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 4JHs596
本製品を使用する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

利根川水系百目鬼川・百目鬼川放水路 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間-1)



益子町

- 凡例**
- 浸水継続時間
 - 12時間未満
 - 12時間～24時間(1日間)未満
 - 24時間～72時間(3日間)未満
 - 対象河川
 - 河川等範囲



測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 4JHs596
本製品を使用する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

